

○議長（茅沼隆文）

続いて、議案第２２号 平成３０年度開成町介護保険事業特別会計予算の細部説明を担当課長に求めます。

保険健康課長。

○保険健康課長（亀井知之）

それでは、予算書１６９ページをご覧ください。

議案第２２号 平成３０年度開成町介護保険事業特別会計予算。

平成３０年度開成町の介護保険事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第１条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ１０億６，９５６万４，０００円と定める。

第２項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表 歳入歳出予算」による。

一時借入金。第２条、地方自治法第２３５条の３第２項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は２，０００万円と定める。

歳出予算の流用。第３条、地方自治法第２２０条第２項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（１）保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成３０年３月６日提出、開成町長、府川裕一。

次のページをご覧ください。第１表、歳入歳出予算、歳入でございます。１款保険料から９款の諸収入まで。次のページをご覧いただいて、歳出、１款総務費から７款予備費までで、合計で１０億６，９５６万４，０００円となります。

それでは、１７３ページをご覧ください。

歳入歳出予算事項別明細書、総括の歳入でございます。平成３０年度予算額は１０億６，９５６万４，０００円で、前年度よりも３，４３６万８，０００円の増となっております。

まず、介護保険料でございます。平成３０年度より第７期の介護保険計画がスタートいたします。今後も高齢化が進んでいくことを見込みまして、第７期の必要な介護サービスの見込み量を精査し計画を策定いたしました。第７期計画３年間の総費用額でございますが、前期比３１％増の３５億４，７００万円を見込み、また地域支援事業につきましても５１％増の１億５，５００万円と見込んでございます。その結果の第７期の介護保険料といたしましては、昨日、議決いただきましたように、基準額を５，３６０円とさせていただきました。

また、被保険者が増加している状況から、予算額としては前年度比で１，９１５万円あまりの増額となっております。被保険者の推計でございますが、昨年は２９年４月の人数を４，１６２人で推計をいたしましたけれども、本年度は平成２９年度の増減の状況から平成３０年の４月の推計で４，２８０人と想定をいたしました。１１８人の増となります。

一方、歳出側で保険給付費等を増額しておりますことから、３款国庫支出金、５款の県支出金は歳出見合いで増額となっております。なお、４款支払基金交付金でございますが、こちらの負担割合が２８％から２７％に変更されました。これに伴い、昨年よりも減額となっております。

次のページをご覧ください。

歳出でございます。２款保険給付費は３，４８７万４，０００円、３．７％の増加となっております。特に、地域密着型介護サービス給付が増加していること等によるものでございます。次の地域支援事業費につきましては、総合事業への移行が行われておりますけれども、予算額といたしましては前年度とほぼ同額とさせていただきました。これらにより、合計額としては前年度より３，４３６万８，０００円の増となっております。

それでは、細部の説明となりますので、説明資料の９８ページ、９９ページをご覧ください。

歳入の保険料、第１号被保険者保険料、現年度分の特別徴収保険料です。こちらは、特別徴収の割合を９２％と想定し、その下の普通徴収保険料が８％、徴収率はそれぞれ１００％と９０％と想定しまして保険料を積算しております。

二つとばさせていただいて、国庫支出金でございます。現年度分介護給付費負担金でございますが、国からの介護給付費の負担分になります。施設の給付費額については１５％、施設分以外については２０％の率となります。

一つとんで、国庫補助金。現年度の調整交付金でございますが、後期高齢者の加入割合や所得格差など、市町村の財政力格差を調整するための交付金でございます。前年度同額１００万円を計上しております。

次に、現年度分の地域支援事業費交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）でございます。国からの地域支援事業の総合事業分に対する交付金で、率は２５％となります。

次の現年度分の地域支援事業費交付金、包括的支援事業、任意事業でございますが、こちらは３８．５％の交付率となっております。

続いて、支払基金交付金でございます。先程、申しあげましたように、現年度分の介護給付費交付金は２８％から２７％と変更されております。

一つとんで、地域支援事業費支援交付金分ですが、こちらでも２７％でございます。

次に、県支出金、県負担金、現年度分の介護給付費負担金でございます。こちらは、施設給付費額が１７．５％、施設分以外は１２．５％の割の負担となっております。

次の現年度分地域支援事業交付金は、介護予防・日常生活支援総合事業に対する交付金でございます、１２．５％でございます。

次のページをご覧ください。

次の現年度分地域支援事業交付金、包括的支援事業、任意事業は、１９．２５％の率で交付されます。

二つとびまして、繰入金になります。一般会計繰入金、現年度分介護給付費繰入金

は町の負担分として割合が12.5%、その下のその他一般会計繰入金は1名分の職員給与費の繰入金、及び要介護認定等の事務に係る繰入金で、一般会計から行われるものでございます。

次の地域支援事業繰入金、介護予防、日常生活支援総合事業でございますが、こちらは地域支援事業の総合事業分の繰入金で、こちらも12.5%となっております。

地域支援事業繰入金、包括的支援事業、任意事業は、19.25%の割合となります。

次の低所得者保険料軽減繰入金でございますが、こちらは第6期からスタートしたもので、公費による保険料軽減策の強化として低所得者のための保険料軽減でございます。第1段階の方の公費負担として、国が2分の1、県と町がそれぞれ4分の1を繰り入れております。

以下につきましては項目設定等でございますので省略をさせていただき、歳出、102ページ、103ページをご覧ください。

歳出の総務費、一般管理費ですが、こちらは職員給与費のほか各種会議や研修の旅費、負担金等を計上しているものでございます。

次の介護予防サービス事業所指導関係費は、町の所管となっております地域密着型介護事業者に対する指導・監督を実施する際の図書関係費でございます。

次に、介護認定審査会費です。足柄上衛生組合が行う足柄上地区介護認定審査会に対する開成町の負担分でございます。管理経費割と実績割で計上をされております。

次に、認定調査関係費でございます。有資格者の非常勤の認定調査員とともに自宅や入所施設に出向いて調査を行っておりまして、平成30年度は671件分を計上しております。また、遠隔地の方には認定調査を現地に委託で行って実施しており、こちらは6件を見込んでございます。

次に、高齢者保健福祉事業運営協議会関係費でございます。年2回の会議開催を計画しております。

続いて、保険給付費です。居宅介護等サービス給付事業費は、認定者を平成30年10月で695名を想定しております。認定者の増加によりまして、前年度当初よりも219万1,000円の増となっています。

一つとびまして、施設介護サービス給付事業費でございます。特別養護老人ホームや老人保健施設等に入所して受ける介護サービスによる給付でございます。前年度当初よりも193万2,000円の減を見込んでございます。

一つとんで、居宅介護福祉用具購入費給付事業費になります。腰かけ便座や入浴補助用具等の福祉用具の購入に係る償還払いでございますが、10万円が限度額となっております。

次に、居宅介護等住宅改修費給付事業費でございます。手すりの取り付けや段差の解消など住宅改修に係る、こちらも償還払いで、20万円を限度としております。

次に、居宅介護等サービス計画給付費になります。認定者が増加していることから、715万3,000円の増とさせていただきました。

次のページをご覧ください。

地域密着型介護サービス給付事業費でございます。こちらは、認知症対応型の通所介護、認知症対応型共同生活介護等によるサービスになります。これまでの利用者の実績から、3,652万8,000円の増で見込んでおります。

一つとんで、介護予防サービス等諸費になります。介護予防サービス給付事業費でございますが、要支援の方の訪問介護、通所介護、短期入所など、在宅で受ける介護サービスに係る給付でございます。介護予防訪問介護、それと介護予防通所介護が地域支援事業に移行しておりますことから、971万7,000円の減で見積もっております。

一つとんで、地域密着型介護予防サービス給付事業費でございますが、こちらは認知症対応型予防通所介護等のサービス利用に係る給付でございます。

一つとびまして、介護予防福祉用具購入費給付事業費でございます。こちらは要支援の方の福祉用具の購入で、限度額は10万円、これまでの実績から前年度よりも19万9,000円の減で見積もりをしております。

その下の介護予防住宅改修費給付事業費です。こちらは、前年度と比べ1万5,000円の増でございます。

次に、介護予防サービス計画給付事業費でございます。平成28年度から一部が地域支援事業に移行したことなどにより、前年度より70万5,000円の減とさせていただきます。

一つとんで、高額介護サービス等費になります。高額介護サービス給付事業費につきましては、介護サービスの一部負担金が一定額を超過したときに、その超過分を給付するものでございますが、平成30年度も増加の傾向にありますので168万円の増とさせていただきます。

次のページをご覧ください。

特定入所者介護サービス等費です。こちらは、平成17年10月から制度ができたものでございますけれども、居住費及び食費が自己負担になったことで低所得者に対して給付を行うものでございます。平成27年8月から一部対象者要件が見直されましたが、給付が増加していることから前年度同額とさせていただいております。

三つ程とびまして、高額医療介護合算サービス給付事業費でございます。要介護1から5の利用の方の医療保険及び介護保険の自己負担の合計額が著しく高額になる場合に、負担を軽減するものでございます。

一つとんで、地域支援事業費となります。介護予防生活支援サービス事業費でございますが、これまでの地域支援事業に加えて、平成28年度から介護予防訪問介護と介護予防通所介護がこちらに移行されました。また、これらのサービスのみ利用される方については、介護予防ケアマネジメントを行い介護予防の取り組みを計画的に行っているところでございます。

次に、一般介護予防事業費でございます。要介護になる前から介護予防に取り組むために、これまでの介護予防教室や対象者の把握事業等を引き続き実施してまいりま

す。また、ボランティア等の人材育成や支援も進めてまいります。

一つとびまして、包括的支援事業費でございます。平成24年度から地域包括支援センターを法人に委託しておりますけれども、その委託経費を計上するものです。また、地域包括支援センターの運営協議会等の関係経費も、こちらに計上してございます。

以下につきましては項目設定等でございますので、御説明は省略させていただきたいと存じます。

御説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（茅沼隆文）

以上で、議案第22号 平成30年度開成町介護保険事業特別会計予算の説明を終了いたします。